

かすみがうら 広報 8 2019

kasumigaura public relations

お知らせ版

第 19 回霞ヶ浦帆引き船フォトコンテスト

帆引き船フォトコンテスト作品の募集

本年度で 19 回目となる霞ヶ浦帆引き船フォトコンテスト作品を募集します。霞ヶ浦に浮かぶ帆引き船や自然風景を写真にして応募してください。小中学生の作品もお待ちしております。

▶ テーマ

帆引き船の勇壮な姿と霞ヶ浦の風景

▶ 募集期間

令和元年 12 月 1 日(日)～ 24 日(火)【必着】

▶ 撮影場所

● 帆引き船の部 霞ヶ浦

※本年 7 月下旬から観光帆引き船の通常操業を行っています。

● 霞ヶ浦の風景の部 霞ヶ浦を被写体とした写真

▶ 撮影日

平成 30 年 11 月以降に撮影したもの

▶ 作品規格

四ツ切・ワイド四ツ切・A4プリント

(組写真、規定外サイズ、台紙に貼った写真、加工した写真は失格となります)

▶ 各賞

● 一般部門

最優秀賞(帆引き船の部) 賞状・副賞(7 万円)

最優秀賞(霞ヶ浦の風景の部) 賞状・副賞(3 万円)

審査員特別賞 賞状・副賞(1 万円)

優 秀 賞 賞状・副賞

団体・企業賞 賞状・副賞

入 選 賞状・副賞

● 小中学生部門

最優秀賞 賞状・副賞(5 千円相当)

優 秀 賞 賞状・副賞(3 千円相当)

入 選 賞状・副賞

▶ 応募先

霞ヶ浦帆引き船・帆引き網漁法保存会

かすみがうら市坂 1029 番地 1 (歴史博物館内)

※詳しい内容は、歴史博物館へお問い合わせください。

問 歴史博物館 ☎ 029 - 896 - 0017

「モンベルフレンドエリア」に登録

フレンドエリアで市内の魅力を PR

市では、観光誘客に力を入れ、「稼げる地域づくり」を目指しており、全国のアクティビティを趣味とする方々に対し、市内地域資源の PR を強化するため、(株)モンベルの「モンベルフレンドエリア」に登録しました。

▶ フレンドエリアとなることでのメリット

● 地域の特産品や観光情報を約 90 万人の会員へ WEB やメールなどで発信するほか、会員向けイベントへの出展、会員誌への掲載など 1 年を通じてさまざまな PR が可能となります。

● 会員に対し優待サービスを行うことを条件に、地域の特徴を持った市内店舗を「フレンドショップ」として登録が可能です。WEB や会員誌などのフレンドエリア紹介ページに掲載されるなど、各店舗の PR が可能です。

※フレンドショップは随時募集していますので、詳しい内容はお問い合わせください。



モンベルクラブ HP

問 観光商工課(霞ヶ浦庁舎)

敬老祝金給付

敬老祝金の給付について

市では、長寿の節目を迎えられた方に敬老祝金を給付します。対象となる方には、別途通知をします。

▶ 対象 令和元年 8 月 1 日現在で、本市に 3 カ月以上の住民基本台帳法による住所があり、平成 30 年 9 月 18 日から令和元年 9 月 16 日までに①から④の年齢に達する方

▶ 祝金 ① 77 歳(7,000 円) ② 88 歳(15,000 円)
③ 99 歳(25,000 円) ④ 100 歳(30,000 円)

※ 8 月 2 日以降、本市に住所がなくなった方は、給付の対象になりません。

問 介護長寿課(千代田庁舎)

くらし

地域公共交通会議からのお知らせ

▼タクシー利用料金助成

10月1日から利用できるタクシー利用助成券について、交付申請を受け付けています。

【助成条件】（左記以外にも条件があります）

●本市に住所があり、満60歳以上になる方

●運転免許証（原動機付自転車免許を除く）の交付を受けていない方

●市要援護高齢者等福祉タクシー利用料金助成事業において、助成券の交付を受けていない方、およびその受給資格を有していない方など

▼高齢者の運転免許証自主返納支援

高齢者による交通事故防止策の一つとして、自主的に運転免許証を返納された満65歳以上の方を対象に移動支援事業を行っています。

【対象者】

●自主返納時に満65歳以上の方

●自主返納日から6カ月以内の方

【支援内容】（一人1回まで）

●路線バス回数乗車券（2万円分）

※関鉄グリーンバス㈱、または関鉄観光バス㈱から選択できます。

▼学生のためのお得な定期券「スクールパス」

霞ヶ浦広域バス（行方市・霞ヶ浦庁舎・あいさい館・土浦市）では、通常の通学定期券よりもさらにお得な、特別割引定期券「スクールパス」を発売しています。

相談

なんでもかんでも相談

「子ども将来、相続や不動産、離婚問題などで困っている」など、些細なことから専門的なことまであなたの悩みをお聞きます。

日時 8月17日（土）午後1時半～4時半

場所 やまゆり館

※司法書士、行政書士による法律相談は予約制となります。

問 社会福祉協議会 ☎ 029（888）22007

無料結婚相談会

結婚を希望される方や考えている方、ご両親など、ごなたでも相談に応じます。予約不要ですのでお気軽にご参加ください。

日時 8月26日（日）午前10時～午後3時

場所 石岡市東地区公民館

（石岡市東石岡4・6・24）

持ち物 身上書、写真（1判1枚）

問 マリッジサポート 県南・石岡地域支部

担当（大内） ☎ 0299（23）33889

全国一斉「子どもの人権100番」

悩みを持つ子どもや保護者の方からの相談に応じます。秘密は守られます。

期間 8月29日（木）～9月4日（水）

時間 午前8時半～午後5時

（土・日）午前10時～午後5時

●スクールパスは、利用期間が1カ月（1万円）と3カ月（3万円）の2種類あります。※各事業の詳細い内容については、市ホームページをご覧ください。



問 政策経営課（千代田庁舎）

穀物改良協会助成事業

市穀物改良協会では、米の品質向上を図り、有利販売につなげるため、助成事業を行っています。

① グレーダー・計量選別機の導入助成

② 水分計の購入助成

③ ①、②は1件あたり1万円

③ 水稻品種「ふくまる」の種子などの購入助成
種子購入額の2分の1以内および苗購入額のうち種子購入相当額の2分の1以内 ※グレーダーや水分計などの助成件数は、合計4件までとします。（先着順）
※水分計および水稻種子などの購入の助成はJ-A水郷つくばでの購入に限ります。

問 農林水産課 霞ヶ浦庁舎

個人事業税は便利な口座振替で

□口座振替は、納期限を忘れたり、金融機関に行く必要がなくなりとても便利です。

お申し込みは、県税事務所または預金先の金融機関へお問い合わせいただくか、納税通知書（8月中旬）の発送に同封の

問 水戸地方事務局・茨城県人権擁護委員連合会 ☎ 0120（007）110

茨城県八士会無料相談会

法律、司法、行政、税務、社会保険、不動産などの問題について、専門家が連携して相談に応じます。

日時 9月1日（日）午前9時半～午後3時

場所 茨城県産業会館水戸市桜川2・2・35

問 関東信越税理士会茨城県支部連合会

☎ 029（221）87886

治療と仕事の両立支援のための相談窓口

休業中の保障、治療の悩みなど、社会保険労務士、両立支援員が相談に応じます。

日時 毎月第3火曜日 午後1時～4時

場所 筑波メディカルセンター病院（予約制）

（つくば市天久保1・3・1）

予約 電話予約 029（885）3511

問 茨城産業保健総合支援センター

☎ 029（300）1221

外国人のための弁護士相談

日時 9月1日（日）午前10時～午後3時

場所 土浦市役所（土浦市大和町9・1）

内容 労働問題や結婚、税金、保険など

言語 日本語、英語、中国語、タイ語、韓国語、スペイン語など（10カ国対応）

問（公財）茨城県国際交流協会

☎ 029（244）3811

ハガキをご利用ください。

問 茨城県土浦県税事務所管理課

☎ 029（882）7203

「仕事休もつ化計画」の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のために、年次有給休暇を計画的に活用しましょう。土日・祝日に「フレックシブ休暇」して、連続休暇にしませんか。

問 茨城労働局雇用環境・均等室

☎ 029（277）8294

募集

統計調査員の募集

市では、国勢調査など国の統計調査や各種統計調査に従事していただく方を随時募集しています。

※登録申請が必要となります。

※条件や報酬、申し込み方法

など詳しい内容はお問い合わせ

いただくか、市ホームページ

をご覧ください。

問 政策経営課（千代田庁舎）



普通救命講習会の開催

「目の前で人が倒れた時、あなたは勇気ある行動を取ることが出来ますか？」そのような事態に備えるために、心肺蘇生やAEDの

県南エリアイベント情報

第66回とりで利根川大花火

大利根橋の開通を記念して始まった伝統の花火大会。雄大な利根川の夜空を彩る取手市の夏のビッグイベントです。

日時 8月10日（土）午後7時～8時15分

※雨天・強風時は、11日（日）最大12日（月）まで順延

会場 取手緑地運動公園

（利根川河川敷）

問 取手市観光協会

☎ 0297（74）0217



2019いなしき夏まつり花火大会

午後3時から郷土芸能などのステージイベント。夜は花火大会を中心に開催されます。会場では地元特産品などの模擬店が催され大変賑わいます。花火大会は、県内有数の打ち上げ数を誇り、観客の皆さんを魅了しています。なかでも

ファイナールを飾るスター

マインは圧巻で、稲敷の夜

空を彩ります。

日時 8月24日（土）午後3時～9時

会場 江戸崎総合運動公園

（稲敷市荒治3-1）



使用方法などが学べる講習会を開催します。

日時 9月15日（日）午前9時～

場所 あじさい館

申込期限 9月1日（日）

※詳しい内容は消防本部ホームページ

をご覧ください。

問 消防本部 ☎ 0299（59）0119



キャンブル依存症研修会の開催

日時 9月3日（火）午後2時～4時

場所 阿見町総合保健福祉会館「さわやかセンター」（阿見町阿見46-1-1）

内容 キャンブル依存症について

申込 8月23日（金）まで

※電話にてお申込みください。

問 土浦保健所保健指導課

☎ 029（821）5516

霞ヶ浦ECCフエスティバル2019開催

霞ヶ浦や環境問題について楽しく学べる霞ヶ浦ECCフエスティバルが開催されます。

日時 8月24日（土）午前10時～午後3時半

場所 霞ヶ浦環境科学センター

（土浦市沖宿町1-855）

内容 体験教室やデモンストラ展など

※駐車場は台数に限りがあり大変混雑する

ため、土浦駅や臨時駐車場（土浦市

おおつ野3・8）から無料シャトルバスを

運行しますので、ご利用ください。

問 霞ヶ浦環境科学センター環境活動推進課

☎ 029（888）0961

夏夜を彩る伝統芸能「綱火」

あやつり人形と仕掛け花火を融合した伝統芸能「綱火」（国指定重要無形民俗文化財）が2つの流派によつて開催されます。夏の夜を幻想的に彩る匠の技をぜひ、堪能ください。



内容 ①小張松下流綱火 ②高岡流綱火

日時 ①8月24日（土）午後7時～

②8月25日（日）午後7時～

会場 ①小張愛宕神社（つくばみらい市小張3-3-3）

②高岡愛宕神社（つくばみらい市高岡3-1）

問 つくばみらい市生涯学習課文化振興室

☎ 0297（58）2111

第六回守谷灼熱の雪合戦

6回目を迎える、守谷の夏の風物詩「守谷灼熱の雪合戦」。今回は、守谷駅東口側広場で熱い戦いが繰り広げられます。子どもたちに人気のスノーパークのほか、昨年好評だったオリジナルかき氷と、肉料理をメインとした食の祭典「灼熱の食祭肉VS氷」も同時開催します。

日程 9月1日（日）※荒天中止

雪合戦国際大会予選 午前8時～午後4時

灼熱の食祭肉VS氷 午前10時～午後4時

会場 守谷駅東口側広場

※詳細はお問い合わせまたは

ホームページをご覧ください。



問 第六回守谷灼熱の雪合戦実行委員会

☎ 030（94756）1703

浄化槽等設置事業費補助

快適な生活を守るために

市では、高度処理型の合併処理浄化槽を設置する個人を対象に、予算の範囲内で設置費用の一部を補助します。また、単独処理浄化槽から高度処理型の合併処理浄化槽に切り替える場合、その撤去費用として9万円を限度に、宅内配管工事費として30万円を限度に、補助をします。
※ただし合併処理浄化槽から高度処理型の合併処理浄化槽への更新の補助は、今年度で終了となる見込みです。



▶対象地域

市内全域(ただし、下水道整備済み区域、下水道整備事業認可区域、農業集落排水整備済み区域を除く)

▶対象者

- ①個人の専用住宅(店舗などを併設したもので住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるものを含む)
- ②住宅の販売・転売・賃貸目的ではない方
- ③当該住宅・敷地を借りている場合、賃貸者の承諾を得られる方
- ④事務所や店舗、集合住宅などに設置する浄化槽については、補助の対象になりません。

▶補助対象浄化槽と補助金額

高度処理型の合併処理浄化槽(以下の全てを満たす方)

- 処理対象人員が10人以下であること
- 国庫補助指針に適合し、小型合併処理浄化槽機能保証登録を受けていること

補助対象機種		補助限度額 転換	補助限度額 転換以外
窒素またはりん除去型	5人槽	645,000円	533,000円
	7人槽	772,000円	644,000円
	10人槽	959,000円	787,000円
窒素およびりん除去型	5人槽	1,099,000円	987,000円
	7人槽	1,475,000円	1,347,000円
	10人槽	2,063,000円	1,891,000円

※既設浄化槽の入れ替えやくみ取り式便所から高度処理型の合併処理浄化槽へ切り替える場合、「転換」の補助限度額が適用されます。ただし、建築基準法に基づく建築確認申請・建築工事届を要する増改築を伴う場合は、「転換以外」の補助限度額が適用されます。

※既存の合併処理浄化槽にりん除去装置を設置する場合は、24万円(10人槽)を限度に補助します。

※補助申請方法や詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。



問 生活環境課(霞ヶ浦庁舎)

茨城県からのお知らせ

浄化槽をお使いの方へ

浄化槽の設置者(管理者)は、浄化槽法第11条の規定により、年1回の水質検査(法定検査)の受検が義務付けられています。受検されていない場合は、茨城県水質保全協会に申し込みください。

▶法定検査を受けていない方へ

- 県では、法定検査を実施していない方に対して、令和元年8月から9月にかけて受検の案内文を送付させていただきます。案内文が届いた場合は、同封の「浄化槽法定検査申込書」により、速やかに受検の申し込みを行ってください。



申 公益社団法人茨城県水質保全協会(水戸市吉沢町650-1)

☎ 029 - 291 - 4004

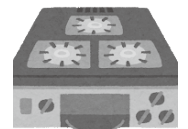
問 茨城県県南県民センター環境・保安課

☎ 029 - 822 - 7386

小規模飲食店などへの消火器具設置義務化

消防法施行令が一部改正されます

平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市大規模火災を教訓として、延べ面積150平方メートル未満の「火を使用する設備または器具」を設けた小規模な飲食店などに対する消火器具の設置が義務となります。



ただし、防火上有効な措置を設けている場合は対象となりません。

▶施行日 令和元年10月1日

▶防火上有効な措置

- 調理油過熱防止装置
センサーが鍋底の温度を感知し、油の発火を防止します。(約250℃で作動)
- 自動消火装置
火災と感知し消火薬剤で自動消火するもの
- 圧力感知安全装置
危険な状態の発生を防止および発生時に被害を軽減する装置

※詳しい内容は、消防本部へお問い合わせください。



消防本部
ホームページ

問 消防本部予防課 ☎ 0299 - 59 - 0119